

定期及び臨時予防接種における保護者同伴について

～保護者（父母）以外の方が同伴するときは委任状が必要です～

子どもの定期予防接種の場合、保護者が同伴することが原則になっていますが、保護者のやむを得ない理由により同伴できない場合は、接種を受ける子どもの健康状態をよく知る親族の方等が同伴し、接種を受けることも可能です。

保護者以外の方が同伴する場合は、保護者の委任状が必要となりますので、予診票と一緒に委任状を医療機関へ提出してください。

お問い合わせ

枕崎市 健康課 健康促進係
(健康センター)

電話 0993-72-7176

- ※ 被接種者が13歳以上の場合、日本脳炎やヒトパピローマウイルス感染症予防接種を予診票表裏面の保護者の同意署名があれば1人でも接種を受けることができます。
- ※ 被接種者が13歳未満の場合、必ず同伴者が必要です。たとえ保護者の同意があっても1人だけで接種を受けることはできません。

キリトリ

定期及び臨時予防接種における同伴委任状

令和 年 月 日

枕崎市長 様

今回、子どもの予防接種を受けるに当たって、私（保護者）が特段の理由により同伴できないため、被接種者の健康状態を普段より熟知している親族等を代理人（同伴者）と定め、（予防接種名を記載）予防接種に関する一切の権限を委任します。

私と代理人は予防接種についての説明を読み、予防接種の効果や副反応、健康被害救済制度などについて理解したので、代理人の同意をもって、保護者の同意とします。

また、本委任状が枕崎市に提出されることに同意します。

委任者（保護者）	住所
	氏名 印
	電話番号
被接種者（お子さま）	氏名
	生年月日 年 月 日
代理人（同伴者）	住所
	氏名
	子どもとの関係 祖父・祖母・おじ・おば・その他（ ）

※ 医療機関は、本委任状を予診票と共に枕崎市へ提出してください。